

第 2 章 地域概況関連

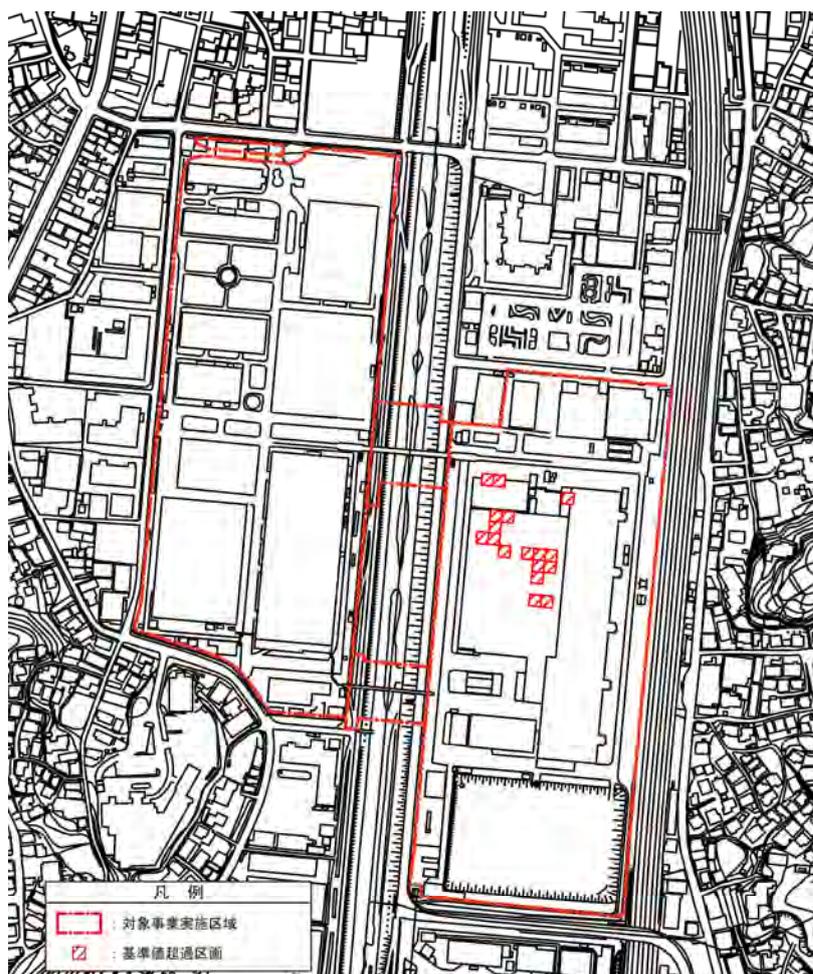
第2章 地域概況関連

2.1 対象事業実施区域内の形質変更時要届出区域

土壤汚染対策法に基づく区域指定は「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」に区分されます。「要措置区域」とは、土壤汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことをいいます。一方、「形質変更時要届出区域」とは、土壤汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます。

本編に示したとおり、調査区域には4箇所の形質変更時要届出区域の指定があり、そのうち、対象事業実施区域には、指定番号(指-111)があります。指定の詳細が記載された形質変更時要届出区域の状況及び台帳は図2.1-1及びp.資2.1-2～3に示すとおりです。

対象事業実施区域は、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定(平成28年7月5日・指-111)されていますが、旧土地所有者により土地の引渡しまでに、法令等に基づき当該指定に関して、土壤の入替え等適切な対策が図られています。また、本事業にあたっては、工事着手時に土壤汚染対策法第4条第1項(土壤汚染のおそれのある土地の形質変更が行われる場合の調査)に基づく届出を行う予定であり、関係機関と協議の上、法令等に基づき適切な対応を図ってまいります。その結果については、事後調査結果報告書に記載します。なお、「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」により、平成29年4月から、土壤汚染対策法の特定有害物質の項目として新たにクロロエチレンが追加指定されています。



資料：「土壤汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定について」
(横浜市環境創造局 平成31年3月閲覧) ※対象事業実施区域の範囲を加筆

図2.1-1 形質変更時要届出区域の状況

様式第十四(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

形質変更時要届出区域台帳			横浜市
整理番号	指定年月日・指定番号	所在地	戸塚区戸塚町字三ノ区216番の1並びに字四ノ区299番の1及び335番の1並びに上倉田町字昇進松6番、12番の2、12番の3、39番の2、39番の3、39番の4、43番の2、43番の3、43番の4、44番の2、44番の3、47番、47番の2、47番の3、61番及び69番並びに字堀内前81番、101番、101番の2、170番の3、170番の4、171番の1、171番の2、171番の3、190番の2及び190番の3の各一部
調製・訂正年月日	指定年月日・指定番号	所在地	戸塚区戸塚町字三ノ区216番の1並びに字四ノ区299番の1及び335番の1並びに上倉田町字昇進松6番、12番の2、12番の3、39番の2、39番の3、39番の4、43番の2、43番の3、43番の4、44番の2、44番の3、47番、47番の2、47番の3、61番及び69番並びに字堀内前81番、101番、101番の2、170番の3、170番の4、171番の1、171番の2、171番の3、190番の2及び190番の3の各一部
整-28-10	平成28年7月5日・指-111	所在地	戸塚区戸塚町字三ノ区216番の1並びに字四ノ区299番の1及び335番の1並びに上倉田町字昇進松6番、12番の2、12番の3、39番の2、39番の3、39番の4、43番の2、43番の3、43番の4、44番の2、44番の3、47番、47番の2、47番の3、61番及び69番並びに字堀内前81番、101番、101番の2、170番の3、170番の4、171番の1、171番の2、171番の3、190番の2及び190番の3の各一部
調製・訂正年月日	平成28年7月5日調製(新規指定)、平成28年7月12日訂正(形質変更①届出)、平成28年7月15日訂正(形質変更②届出)、平成28年8月18日訂正(形質変更②完了報告)、平成28年9月15日訂正(一部解除(追完調査))、平成28年9月26日訂正(形質変更③届出)、平成29年4月5日訂正(一部解除(形質変更①)中間報告・追完調査)、平成29年4月7日訂正(形質変更④届出)、平成29年4月11日訂正(形質変更③完了報告)、平成29年10月31日訂正(一部解除(形質変更①)中間報告)、平成30年10月29日訂正(一部解除(形質変更④)中間報告)、平成31年2月5日訂正(一部解除(形質変更①)中間報告))	事業所跡地	15056.76 m ² 40821.3 m ² (平成28年9月15日訂正) 6500 m ² (平成28年4月5日訂正) 3400 m ² (平成28年10月25日訂正) 2600 m ² (平成30年6月15日訂正) 1700 m ² (平成31年2月5日訂正)
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地	土地所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した	面積
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨 土地汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略し た土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その 旨及び当該省略の理由	土地所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した 一部区域については、土地所有者等の意向により、試料採取等を省略(施行規則第14条第1項) した土壤汚染状況調査の結果により指定された。	土地所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した	面積
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当 該汚染の除去等の措置	形質変更時要届出区域の一部について、土壤汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去) が講じられた。(平成28年9月15日、平成29年4月5日、平成29年10月25日、平成30年6月15日、 平成31年2月5日一部解除)	土地所有者等の意向により、法第14条第3項の規定に基づき指定した	面積
第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目
形質変更時要届出区域 内の土壤の汚染状態	平成28年2月10日	1,1-ジクロロエチレン	含有量基準 第二溶出量基準
	平成28年7月28日	シス-1,2-ジクロロエチレン	含有量基準 第二溶出量基準
	平成29年2月28日	テトラクロロエチレン	含有量基準 第二溶出量基準
		1,1,1-トリクロロエタン	含有量基準 第二溶出量基準
		トリクロロエチレン	含有量基準 第二溶出量基準
		カドミウム及びその化合物	含有量基準 第二溶出量基準
		六価クロム化合物	含有量基準 第二溶出量基準
		シアン化合物	含有量基準 第二溶出量基準
		鉛及びその化合物	含有量基準 第二溶出量基準
		砒素及びその化合物	含有量基準 第二溶出量基準
	ふっ素及びその化合物	含有量基準 第二溶出量基準	
	ほう素及びその化合物	含有量基準 第二溶出量基準	
			指定調査機関の名称
			応用地質株式会社

様式第十四(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

横浜市

No.	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
①	平成28年5月31日 (平成28年6月14日)	平成29年3月31日 (予定)	土壤の掘削、土間コンクリート・アスファルト舗装解体、山留設置、排水井戸設置、地下支障物の解体・撤去、排水処理、運搬、埋戻し、観測井設置、既存杭の撤去	株式会社日立製作所	有	浄化等処理 分別等処理
②	平成28年6月23日 (平成28年7月8日)	平成28年7月8日	土壤汚染検出深度調査(ボーリング)	株式会社日立製作所	有	
③	平成28年9月15日 (平成28年9月29日)	平成29年2月28日	土壤汚染概況調査(ボーリング)	株式会社日立製作所	有	
④	平成29年3月8日 (平成29年3月22日)	平成29年12月31日 (予定)	土壤の掘削、土間コンクリート・アスファルト舗装解体、山留設置、地下支障物の解体・撤去、排水処理、運搬、埋戻し、ボーリング、観測井設置、既存杭の撤去	株式会社日立製作所	有	分別等処理

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。